

## 建設工事競争入札における随意契約（不落随契）への移行等に関する基準

この基準は、建設工事の競争入札において、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による「再度の入札に付し落札者がいないときの随意契約への移行」等に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

- 1 建設工事の競争入札において、再度の入札に付しても落札者が決定しないときは、最低価格の入札者から見積書を徴取することとし、見積回数は3回を限度とする。ただし、最低価格の入札者が随意契約を希望しない場合は、この限りではない。
- 2 前項の見積徴取の結果、なお契約の相手方が決定しないときは、一般競争入札の再手続き、競争入札方式の変更若しくは業者の指名替えにより対応するか、又は設計の見直しを行い、見直し後の設計金額に対応した競争入札の手続きを経るものとする。

### 附 則

この基準は、平成14年10月7日以後に公告又は通知する競争入札から適用する。

この基準は、平成19年4月16日以後に公告又は通知する競争入札から適用する。